

平成 27 年度

事業計画書(案)

平成 27 年度 北広島町社会福祉協議会事業遂行方針

理念

わたしたちは、すべての人々がともに助け合い、

『私は地域（ここ）で暮らしたい』

『私らしく生きたい』

という願いを叶えるために、みんなと一緒に前を向いて歩み続けます。

長期計画の5つの柱（基本方針）

- ① 社協でなければ！ 社協として何ができるかしっかりと考えます。
- ② かがやけ4つの個性！ あなたの地域で、あなたらしく暮らすために一番必要なことをすすめます。
- ③ つくろう！新しいお互いさま 地域づくりのため、地域に出向いてお手伝いします。
- ④ 本所・支所の連携プレー強化！
- ⑤ 応援される社協へ！

戦略

『社協』ブランドを住民に、より理解してもらうために、地域福祉部門を強化する。

《福祉推進課》

課のテーマ…「新たな互助につながる相乗効果を生み出す」

合併から10年が経過し今後の超高齢・人口減少社会から発生する新たな社会課題・生活課題に対応するため、平成26年8月1日から総務課と地域福祉課を統合し、更にコミュニティソーシャルワーカーを配した「よろず相談室」を加え福祉推進課として地域福祉推進の取り組みを進めている。

限られた人員で課題に対応するため課員全員が知恵を出しあい、長期計画の基本方針にも示した新たな互助につながる相乗効果を生み出す。

1 総務係

【テーマ】 「職員が働きやすい職場作りのために」

職員は社協にとって最大の財産（人材）であり、総務係は後方支援として職員が働きやすい環境を整備することに重点的に取り組む。特に、時間に追われる業務状態や職員が心身の不調を訴える現状があることから、効率的な業務遂行、また、職員の健康管理は喫緊の課題であるといえる。

よって、職員が働きやすい職場作りのために、作業効率を上げる取り組みとして職員のパソコン技能の講習会、健康管理のための健康診断結果へのアプローチおよび健康だよりの発行、並びにストレスチェック導入に向けての取り組みを新規に計画する。

【総務部門実施内容】

① 役員・評議員

ア 理事会・評議員会

- ・ 理事会開催（5月、9月、12月、3月）
- ・ 評議員会開催（5月、10月、3月）
- ・ 理事と評議員の懇談会（適宜開催）

イ 情報共有

「オレンジレンジャーかわら版」の発行（役員・評議員へ毎月配布）福祉の動向や社協の近況、職員の想いなど長期計画の視点を意識した内容で情報発信する。

ウ 役員研修

- ・ 研修機会の積極的な紹介
- ・ 各種研修への参加
- ・ 町内福祉施設の視察

② 監査

- ・ 年2回の監査（5月、12月）

- ・ 外部監査の実施
- ③ 組織体制の検討
介護保険事業の専従性
- ④ 支所との連携
本所支所間のテレビ電話の活用をはじめ、速く、正確な情報伝達に努める。
- ⑤ 各種規則規程整備
パートタイム労働法改正に伴う就業規則見直し
- ⑥ 広報
毎月全戸に配布される広報は社協の重要な情報伝達手段である。社協が住民にとって身近な存在となるために、内容は住民の取材を中心に、字は大きく、文責者の顔を掲載し社協職員が身近になるよう工夫する。
ア 「まごころ通信」の発行（4月、7月、10月、1月） 全戸配布
イ 「ミニ社協だより」の発行（まごころ通信発行以外の月） 全戸配布
ウ パンフレット作成
エ ホームページの開設
オ フェイスブックページの導入と情報発信
- ⑦ 会費
 - ・ “会員”であることを認識してもらうための働きかけ
 - ・ 賛助会員募集の発信
- ⑧ 寄付金
 - ・ 使途の検討
 - ・ 使途について、分かりやすい周知

【労務部門実施内容】

- ① 苦情対応
苦情に対する対応は迅速におこなうことを徹底する。
- ② 職員の計画的な求人・採用
 - ・ 新卒採用
 - ・ 中途採用
 - ・ 正規職員転換
 - ・ 外国人介護労働者受け入れの検討
- ③ 人事考課の安定運用
人事考課の安定運用により「職務・職責の明確化」と「適正な職員配置・処遇」を行う。改善に向けて随時見直しを行う。
- ④ 給与形態や勤務形態の見直し
専門的な能力を有する職員を確保するため、定年後の再雇用や限定正社員などを検討する。
- ⑤ 勤怠管理の効率化

勤怠管理ソフト導入の検討

⑥ 職員育成

ア 研修体系の策定・人材育成中期計画の策定

本会が必要とする職員像、階層・職務に求めるスキルや知識の洗い出し

イ 人権研修の実施（通年）

ウ パソコンスキル向上研修

合併以来、統一した指導の下、パソコンスキルのに関する研修を行っておらず、職員個々が各自のやり方で行われており効率性・効果性において問題があるため、正規職員全員を対象に一斉研修を実施

エ 通年での職場外研修（「組織行動研究所はなさくスキル」へ委託）

平成 26 年度の実施した研修を継続することで、レベルアップの他に業務遂行に反映することに繋げる（コンサルティングサポート、係長 OJT 研修、OJT 研修他）

オ 振り返りチェックシートの活用（毎月）

カ 資格の計画的取得支援

アの研修体系策定に伴い、見直しを行っていく

⑦ 職員の健康管理

ア メンタルヘルス対策

- ・ 研修会へ参加し情報収集
- ・ ストレスチェックの導入
- ・ 産業医及び安全衛生管理者の設置検討
- ・ 年 1 回の検診は北広島病院健康管理室を中心に医療機関で実施（5 月～）
「異常あり」の結果に対する取り組みを徹底する
- ・ インフルエンザ予防接種の実施（10 月～）
- ・ 「健康だより」の発行（毎月）

⑧ ユニフォームの整備（随時）

冬用ジャンパー等の検討と導入

⑨ 「労務情報」の提供（毎月）

【庶務部門実施内容】

① 指定管理施設の管理運営

- ・ 大朝福祉センター
- ・ 小規模老人ホーム静楽荘
- ・ 芸北高齢者生活福祉センター
- ・ 芸北ホリスティックセンター福祉支援センター
- ・ さあくる

② 公用車管理

- ・ 適正台数を検討し、計画的に車両入れ替えをする。

- ・ 日本財団等の助成団体への申請（予算 250 千円 財源、寄付金）

③ 災害物資の整備

5月設置予定、予算 200 千円、財源 寄付金

④ 福祉車両の貸出

⑤ 葬祭用具の貸出

⑥ 「譲ります、譲ってください」

⑦ 交通安全の励行

⑧ 備品管理

【経理部門実施内容】

① 予算・決算

中長期財務見直しの検討（補助金と介護保険収入、人件費）

② 修繕積立

通所介護事業 2,000 千円

【その他】

① 日本赤十字社への協力

② 共同募金会への協力

2 地域福祉係

【テーマ】

事業を通じて「人と出会う」「話す」「聞く」。そこから、『〇〇』を見つける。

01 人的資源開発

地域福祉のプロとなる職員を育成していく。

以下にあげる事業を実施することで、住民と出会い、自分たちに足りないところ、やらなければいけないこと、係として、社協として取り組んでいかなければならないことに気づく。

2週間に1度、気づいたことの報告を行う。

02 地域住民グループ支援事業

【目的】 ふれあいいいききサロンをとおして地域の人と人とのつながりづくり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す。

地域住民が集い、支え合いや地域での仲間づくり、生きがいをづくりにつながつている活動を支援する。

【目標】 活動を通して、気づきや発見を得られ、住民相互の見守りや声かけ活動へ発展する。

【実施内容】

- ① サロン交流会（7月）サロン同士の情報交換
- ② サロン研修会（11月）外部講師による研修
内容（仮）「地域包括ケアシステムを私たちはどう考えるか」
- ③ サロン通信発行（6月、10月）
- ④ 住民への広報
「まごころ通信」（4月、7月、10月、1月）でサロン紹介
- ⑤ 出前講座
 - ・ 他機関の出前講座活用の調整
 - ・ 社協の出前講座を再編し、実施する
- ⑥ サロン実態把握
開催が年6回未満のサロン（22箇所）の活動状況把握（聞き取り、訪問）

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収入	町受託金	1,800	サロン数(90) * 20,000円
支出	助成金	1,350	サロン数(90) * 15,000円
	事業費	280	サロン交流会
	事務費	170	郵券、用紙代、消耗品等

03 民生福祉資金貸付事業

【目的】 一時的に生活が困窮している世帯に対し、民生委員・児童委員と連携し、自立・生活再編に必要な資金を貸し付け、世帯の経済的自立の援助を行うとともに、貸付後も生活指導と援助を行うことで地域住民の福祉の推進を目指す。

【目標】 借受世帯の実態把握

【実施内容】

- ① 返済状況のお知らせ発行（3月末）対象：全借受世帯（借受人、保証人）
- ② 催告書発行（年3回）対象：連絡がなく3か月継続して滞納している世帯発行に合わせて電話連絡を実施。面談の調整（民生委員・児童委員と協働実施）よろず相談室とペアで面談を行い、職員の面談援助技術、アセスメント力の向上を行う。
- ③ 新規相談、滞納者への援助過程で、役場福祉課への相談を行う

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収 入	償還金	2,500	現在32名利用。月々返済額の合計×12ヶ月
	雑収入	4	催告にかかる経費
支 出	貸付金	1,150	30万×2人、20万×2人、5万×3人
	通信運搬費	10	催告にかかる経費（郵券、電話代等）
	その他の事務費	10	催告にかかる経費（民事申立費用）

月々償還額（32人）212,000×12か月＝2,544,000（※2,500,000）

04 生活福祉資金貸付事業

【目的】 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などへ資金の貸付と必要な相談支援を行い、世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図る。

- 【目標】
- ① 他制度の活用を踏まえながら、希望者に適した援助を速やかに行う
 - ② 滞納者への生活環境の改善支援及び償還促進

【実施内容】

- ① 県社協と連携し滞納者へ連絡、訪問
よろず相談室とペアで面談を行い、職員の面談援助技術、アセスメント力向上の上を行う。
- ② 広報
民協定例会で事業実施状況、事例の報告（1/年）

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収 入	県社協委託金	1,071	
支 出	事務費	216	民生委員弁償
		855	通信費ほか

05 財産保管サービス事業

【目的】 自宅で通帳や証書などを保管することに不安を感じている方に対し、通帳や証書等の財産を保管することで、その方が安心して生活できるよう支援する。

【目標】 住民や関係機関への事業周知

【実施内容】

① 広報

ア 広報紙

ミニ社協だよりで事業紹介（5、12月）

イ チラシの作成・配布

既存の物を改善し、民協定例会、地域ケア会議、サロン出前などで紹介

② 日常生活自立支援事業「かけはし」の活用検討

預かりだけでなく、日常的な金銭管理の支援が必要と考える利用者に対し、「かけはし」の利用を検討する。（「かけはし」担当者との利用者訪問、アセスメント実施）

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収 入	利用料	48	1人/月1,000円×4名×12ヶ月
	繰入金	68	寄付金事業より（ALSOK・手数料分）
支 出	事務費	85	業務委託（ALSOK）
		31	消耗品・通信運搬

06 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業「かけはし」）

【目的】 判断能力が不十分な方が、地域で安心した生活ができるよう、福祉サービスの利用、日常的な金銭管理の支援、通帳・はんこなどの預かりを行う。

【目標】 ① 判断能力が低下している利用者の成年後見制度利用移行

② 事業周知（金融機関）

③ 生活支援員の増員

【実施内容】（県社協委託事業）

① 事業の周知

- ・ 社協の広報誌で事業紹介（法人後見事業と関連して記載）
「まごころ通信」4月、7月
- ・ ボランティア通信で活動紹介（生活支援員の紹介）
- ・ 老人クラブへの周知。町老連だよりへの事業紹介掲載（1月）
- ・ 成年後見セミナー（法人後見事業）での、事業紹介（11月）

② 町内の金融機関への事業紹介

ポスター、チラシ設置の依頼を通して、事業の周知、関係づくりを行い、窓口で気になる方（家族）への紹介、町内の金融機関対象の勉強会などの可能性を検討する。

③ 他機関・他事業との連携

他機関との連携や法人後見事業・財産保管サービス事業等と一体的な取り組みを行う。

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収 入	県社協委託費	690	
	利用料	252	支援1回2時間程度1,500円、預かり利用料1ヶ月1,500円
支 出	事務費	810	正規職員給与（一部）、生活支援員報酬
		10	研修参加交通費、日当、専門員基礎研修
		122	消耗品費、通信費

07 法人後見事業

【目的】 認知症、知的障害又は精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対して、法的に支えてゆく事業。①第三者後見人の不足の補充、②後見報酬が十分に見込めない低所得者や支援困難ケースへの対応に加え、③最後まで自分らしく生活できる地域づくりを目指す。

【目標】 ① 受任開始：かけはし利用者からの移行・首長申立て対象者に限定した法人後見の受任を開始する。そして、5ケース程度の受任が可能な体制の整備を行う。

② 支援のネットワーク化：地域での見守りなどの取り組みと連携し、地域ケア会議や高齢者虐待防止ネットワークを通じ、支援のネットワーク化に着手する。

③ 名称変更：法人後見受任事業の名称を「権利擁護センター」とする。名称の変更によって、a 社協が法人後見事業を積極的に展開していること、b 後見業務を通じ、「私らしく生きたい」という個人の尊厳を保障しようとしていること、c 支援のネットワークによって「私は地域（ここ）で暮らしたい」という願いに応える地域づくりを目指していることの3点の周知を図る。

- ④ 体制整備：法定後見、および、身上監護を中心とした任意後見の受任について実施の時期、体制等検討する。また、任意後見および職業後見人との契約、そして市民後見人の養成について検討の準備に入る。

法定後見、および、かけはし利用者から移行する任意後見の受任について実施の時期、体制等検討する。また、任意後見および職業後見人との契約、そして市民後見人の養成について検討の準備に入る。

【実施内容】

- ① 法人後見業務、親族申立て支援
 - ア 後見実務
 - イ 相談支援
 - ・ 相談対応
 - ・ 成年後見制度申立の支援（書類作成の支援、施設や医療機関との調整、裁判所への同行など）
- ② 法人後見受任開始の周知
 - ア 社協の広報誌で事業紹介
 - ・ 「まごころ通信」（4月） 受任開始の周知
 - ・ 「ミニ社協だより」（7月） 後見業務の周知
 - イ その他広報誌 町老連だより、ボランティア通信、かわら版等
 - ウ 法人後見の案内（A4 両面）作成（社協にて印刷）
 - エ 職員への周知 回覧文書
- ③ 権利擁護センター設立（名称変更）
 - ア 権利擁護センター設立記念セミナーの開催
 - ・ 住民対象（11月）旧町単位で開催
 - ・ 「ミニ社協だより」（9月） 権利擁護センター設立（名称変更）記念セミナーの周知
 - ・ 折込み広告（町内全戸）
 - ・ 社協フェイスブックにて周知
 - イ 権利擁護センターの案内 リーフレット作成 A3 二つ折り見当
- ④ 職員の養成
 - ア 研修への参加
 - ・ 県社協主催の法人後見担当者部会参加
 - ・ 成年後見人養成講座（県社協）1名受講
 - イ 職員への成年後見制度、社協の行う法人後見、権利擁護、地域での見守り事例等の周知
 - ・ 回覧文書・メールで月1回発信
 - ウ 職員研修の企画

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収入	配分金収入	300	共同募金
	寄付金収入	500	
支出	人件費	336	非常勤職員給与
	事業費	150	権利擁護セミナー諸謝金（2日間、4か所）
		30	消耗品・コピー用紙
		18	車両燃料
		21	貸金庫賃借料
	事務費	15	旅費交通費
		60	研修費 成年後見人養成講座1名
		150	セミナー折込広告 町内全戸
		30	消耗品・図書
		20	通信運搬費

08 点字・声の広報事業

【目的】 文字による情報入手が困難な方に対し、音声による情報を提供することで社会参加と生活の質の向上を図る。

また、録音を住民参加で行うことで、情報入手が困難な方の理解と、支援の輪を広げる。

- 【目標】
- ① デイジー（デジタル録音図書）の普及
 - ② 潜在的利用者の掘り起こし
 - ③ ボランティア活動を広げるための環境整備

【実施内容】

- ① 声のお届け

音訳ボランティアグループ「ひびき」が作成したカセットテープ（広報紙を音訳録音）を、毎月利用者に届ける。
- ② デイジー録音再生機の住民への貸し出し

音訳ボランティアが作成したデイジーや、北広島町図書館所蔵のデイジーとセットで貸し出す。
- ③ 事業周知
 - ・ 広報紙、きたひろネット音声放送で「声のお届け」を紹介（4月、10月）
 - ・ チラシを作成（声のお届け、デイジー録音再生機の貸出）し、関係者へ周知する（地域ケア会議、民協定例会）（6月）
- ④ 北広島町図書館と連携

北広島町図書館所蔵のデイジー、大活字本の図書目録をデイジーで作成することを提案

- ⑤ デイジー作成の勉強会開催（5月～7月）
 対象：「デイジー図書製作講座（H26）」受講者
 方法：北広島町図書館所蔵のデイジー、大活字本の図書目録の製作
 講師：広島県点訳・音訳奉仕員（窓口：広島県立視覚障害者情報センター）
- ⑥ サビエ活用方法の検討

サビエとは

視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワーク

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収入	町受託金	100	
支出	事業費	15	講師料、消耗品費
		75	器具什器
	事務費	10	通信費、消耗品費

09 食の確保事業

【目的】 食の確保が困難な高齢者等に配食サービス（夕食をお弁当にしてお届け）を行う。住民によるボランティア活動として展開することで、高齢者の生活を地域で支える地盤づくりとする。

- 【目標】 ① ボランティアの声を聴き、平成28年度以降の活動方針を定める
 ② ボランティア活動・福祉に関する情報の発信

【実施内容】（町補助事業）

① 配食サービス実施

ア 実施回数

地域	実施日	回数（年）
芸北	火もしくは木 *曜日で対象地域異なる	98回
大朝	月、水、金	142回
千代田	火もしくは木 *曜日で対象地域異なる	98回
豊平	木	50回

イ 支所担当職員との連絡調整会議（年10回）

ウ 利用者へ、お弁当に関する嗜好調査（年4回：4、7、11、1月）

- ・お弁当に添付するお便りを活用

エ 安全対策

- ・腸内細菌検査 対象：調理ボランティア（6月）
- ・利用者への食中毒予防の啓発（食中毒予防注意報発令中に重点的に実施）

- ・ 調理会場の衛生環境の確認を行い、対策を講じる（4～5月）
- ② 利用者の実態把握
 - ア 全利用者の訪問 生活状況に関する情報収集を行なう（4月）
 - イ 課内会議 アで得られた情報の整理（5月）
- ③ ボランティア連絡会議
 - 今後の配食サービス活動について協議
 - ・ 第1回（5～6月）旧町単位（4ヶ所）で開催
 - ・ 第2回（8～9月）＊第1回の展開次第で開催地域の単位を検討
- ⑥ ボランティア通信の発行（5、8、11、2月）予定表発送に合わせて発行
- ⑦ 住民への周知
 - 「まごころ通信」で、活動紹介（4、7、10、1月）

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収 入	町補助金	2,600	
	利用料	3,030	1食300円×10100食
支 出	人件費	1,930	非常勤職員給与
	事業費	3,322	食材費、消耗品費、検便実施
	事務費	378	通信費、消耗品費

10 日常生活用具貸出事業

【目的】 病気やケガ、通院、入所施設からの外出・外泊などで一時的に必要な方に、日常生活用具を貸出し、在宅における介護・療養の便宜をはかる。

【目標】 職員が統一した説明と対応ができ、迅速な貸出、安全な活用ができる。

【実施内容】

- ① 貸出と返却の手順書の見直しと修正
 - ア 事業主旨と説明方法を明記（4月）
 - イ 返却後のメンテナンス方法を物品ごとに設定し明記（4～9月）
- ② 事業周知
 - ア 広報紙で物品紹介
 - ミニ社協だより、まごころ通信（2ヵ月に1回）
 - イ チラシ作成
 - 事業の主旨を明記したチラシを作成（5月）
 - 民協定例会、地域ケア会議で配布（6月）
- ③ 用具の整理と廃棄
 - 保管場所ごと、3ヶ月おきに物品確認

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収入	共同募金	80	
支出	事業費	60	器具什器費、消耗品費
	事務費	20	修繕費、用具消耗品代

11 あい・あいスポーツ参加日事業

【目的】 スポーツを通じて社会参加を促し、障害による閉じこもりを予防する。

また、参加者同士の繋がりや交流を深める仲間づくりの場にする。

【目標】 ① 参加者の声、要望をプログラムに取り入れ、継続した参加に繋げる。

② 関係機関と連携をとり、新たな参加者を取り込む。

【実施内容】

① 教室開催

ア 開催月と場所

開催月	開催場所、開催週	
	第2週	第4週
6月	芸北運動公園	大朝運動公園
7月	千代田運動公園	豊平運動公園
9月	芸北運動公園	大朝運動公園
11月	千代田運動公園	豊平運動公園

イ 講師

- ・ 広島県スポーツ交流センターおりづる 障害者スポーツ指導員
- ・ ひろしま障害者フライングディスク協会

ウ 内容

「ニュースポーツ体験教室」（仮名）

障害の有無に関わらず誰でも楽しめるスポーツを提案

エ 周知方法

- ・ これまでのあい・あいスポーツ参加日事業参加者（応援団含む）に案内送付
- ・ 北広島町身体障害者連合会を通じた会員への案内送付
- ・ 町内の福祉施設関係機関に案内
- ・ 民協定例会、地域ケア会議での案内

② あい・あい交流会開催

ア 期日 10月

イ 場所 未定

ウ 講師 広島県スポーツ交流センターおりづる 障害者スポーツ指導員

わくわく元気舎 レクリエーション指導者

エ 内容

参加者全員が楽しめるレクリエーションや会食
送迎車両を用意

オ 周知方法 ①のエと同じ

【予算概要】(千円)

	科目	金額	内訳
収	町受託金	300	
入	参加費	50	
支	事業費	65	講師料、業務委託(送迎)、賃借料等
出	事務費	285	消耗品費、通信運搬費等

12 七夕会支援事業

【目的】 重度身体障害者とその家族の外出と交流の機会を、参加者が主体的にもつことを支援する。

【目標】 参加者がさまざまな社会資源を活用し、外出することができる。

【実施内容】

- ① 七夕会検討テーブルの設定(4月～適宜設定)
対象：過去の七夕会参加者(応援団含む)
内容：七夕会の開催日、方法の検討
- ② 社会資源に関する情報の収集

【予算概要】(千円)

	科目	金額	備考
収	配分金収入	100	共同募金
入	参加費	33	13人参加(参加者、職員等)
支	事業費	119	会場使用料、入湯、飲食等
出	事務費	14	通信費、印刷、写真

13 老人クラブ支援事業

【目的】 地域福祉活動を推進する組織として、高齢者の新しい生き方、暮らし方を創造し、高齢者ならではの生きがいつくり、健康づくり活動を展開するように、支援する。

- 【目標】
- ① 運営についての疑問、課題に対して助言や提言を行い、会員と共に解決する。
 - ② 取り組み事例を発信することで老人クラブの認知度をあげ、老人クラブが地域福祉活動推進の団体(担い手)であると住民と会員に認識を持ってもらう。

- ③ マニュアル化により業務の効率・スリム化を図ることで、相談支援のチーム体制を構築する。
- ④ 業務マニュアルを完成させ、業務内容ごとに担当する職員を定めることでルーティン作業のミスを防ぐ。

【実施内容】

- ① 体力測定会の実施（健康づくり活動）を支援
 - ・ 実施内容や講師の選定などを理事会で協議する。
 - ・ 継続した運動に繋げるために、体操講座や実践グループの導入を検討する。
- ② 学び場の実施（生きがいつくり活動）を支援
 - ・ 若手会員（おおむね60歳～75歳）が中心となった活動など、先進的な取り組みを行っている老人クラブへの視察を提案する。
 - ・ 連合会ならびに支部の講演会について、老人クラブが抱える課題や会員の声をもとに、講師や内容を提案する。
- ③ よろず相談
 - ・ 会員獲得、役員負担増など、単位クラブが抱える問題や悩みに対して、連合会長と相談しながら対応する。
- ④ 事務支援
 - ・ 案内、資料等の作成、送付
 - ・ 機関誌「老連だより」の編集、発行
 - ・ 会議や行事等の運営補佐、関係機関との調整

【予算概要】 収入 19 万円：事務請負費（町助成金交付額の 6%）

14 レクリエーション用具貸出事業

【目的】 レクリエーションを通じて住民同士の交流を深め、年齢や体力に関係なく誰もが楽しめる場づくりを提案する。

【目標】 子育て世代を意識した事業周知に力を入れ、新たな利用者や場を広げる。

【実施内容】

- ① 毎月の広報紙で遊具を紹介
- ② 遊び方のわかる一覧を作成し、関係機関に配布する（小学校、児童クラブ、公民館、介護施設など）
- ③ 新しい遊具の購入及び遊具の修繕
 - ・ 各支所の遊具を確認にまわり、定期的に点検を行なう
- ④ 赤い羽根共同募金の周知
 - ・ 今ある遊具に赤い羽根シールを貼り、共同募金の活用を住民に紹介する。

【予算概要】(千円)

	科目	金額	内訳
収 入	配分金収入	30	共同募金
支 出	事業費	25	備品購入
	事務費	5	用紙・印刷

15 ボール運動教室「でかけよおや」事業

【目的】 運動教室に参加することで介護予防・健康増進につながると同時に、生きがいや出会いの場とする。

- 【目標】 ① 従来参加者の継続した参加
② 新規参加者の誘い込みと定着

【実施内容】

① 教室開催(年間予定)

開催場所：(4地区4会場 各2回/月) ※施設の都合により会場変更もあり

芸北	芸北文化ホール 第1研修室	大朝	大朝福祉センター
千代田	役場本庁 2F 会議室	豊平	豊平ふれあい健康館

講師：(株)広島元気いっぱいプロジェクト

参加費：1回200円

内容：ボール体操やシナプソロジー(脳活性化運動)など

② 広報活動

- ア 保健課と連携し、筋筋キラキラ教室修了者への情報提供を行う
イ きたひろネットで教室の様子を紹介する

③ 事業の見直し

他の介護予防事業との関係を踏まえ本事業のあり方を見直す。

【予算概要】(千円)

	科目	金額	内訳
収 入	町受託金	2,972	
	参加費	480	
支 出	事業費	210	業務委託、賃借料、参加費戻入
	事務費	2,762	器具什器、通信費

16 寝具類乾燥消毒事業

【目的】 寝具類の乾燥消毒を行うことで、衛生的な生活環境を支援する。

【目標】 住民、関係機関への事業周知

【実施内容】

① 広報活動

ア 広報紙

ミニ社協だより（6月号、12月号）で事業紹介

イ 防災無線、きたひろネット

広報紙の発行と合わせて、音声での事業紹介。

ウ チラシの作成

住民の方、関係機関に紹介しやすいようなチラシを作成。（4月～6月）

エ チラシの配布

民協定例会や地域ケア会議で紹介し、気になる方へ紹介してもらう。

オ ふとん乾燥車の活用

移動時にふとん乾燥車を利用することで、住民にPRを行なう。

- ② 日常生活用具貸出事業（ベッド貸出）におけるマットレスの消毒
ベッド返却時にマットレスの乾燥消毒代として500円いただく。

【予算概要】（千円）

	科目	金額	内訳
収入	利用料	40	布団乾燥消毒（1回/2500円） マットレス乾燥消毒（1回/500円）
支出	事業費	23	車両費、車両燃料費、灯油

17 被災者生活サポートボラネット推進事業

【目的】 被災者生活をサポートするためのネットワークづくり

- 【目標】 ① ネットワークのあり方、連携の方法を関係機関で共有する。
② ①をマニュアルとして整理し、住民に周知し理解と賛同を得る。
③ 関係機関との協働関係をつくる。

【実施内容】

- ① マニュアルワーキング開催
ア 北広島町（危機管理監、福祉課）との協議（4～5月）
イ 住民参加ワーキングの開催（①4月 ②6月）
② 推進会議開催、マニュアルの最終確認（7月）
③ 住民対象勉強会の開催（7～8月）
外部講師による住民活動に関する講演、マニュアルの周知
④ 小地域ごとの検討会計画
自主防災組織や地域協議会・振興会等で災害や被災者支援について意見交換する場の検討と計画
⑤ フェイスブックを活用した情報発信、情報収集
⑥ 災害時におけるボランティアセンター立ち上げのための環境整備
ア 被災者生活支援にかかる必要な物品や情報を集約

イ ボランティアセンターが災害時に機能するためのシミュレーション

【予算概要】(千円)

	科目	金額	内訳
収入	配分金収入	200	共同募金
支出	事業費	180	講師料、会議費用
	事務費	20	消耗品費、通信費

18 ボランティア育成支援事業

【目的】住民同士が出会い、交流する場を作ることで、新たな気づきを得られ活動の原動力となることを目指す。

- 【目標】 ① 参加者が自分の活動に意義を見出せる
② 参加者の新たな活動につながる

【実施内容】

- ① ボランティア交流会の開催(9~10月、2~3月)
② 広島県社会福祉夏季大学への住民参加の支援(7~8月)

【予算概要】(千円)

	科目	金額	内訳
収入	配分金収入	300	共同募金
支出	事業費	100	夏季大学参加費、バス借上代
		100	講師料、会議費
	事務費	100	通信費、消耗品費

19 実習生研修生受入れ事業

【目的】福祉に携わる人材の育成
職員の社会福祉実践の整理(外部の視点により、業務を振り返る)

- 【目標】 ① 職員が業務や自己概念に新たな視点をすることで、業務改善につながる。
② 職員が福祉的視点を伝えるような指導ができるようになる。

【実施内容】

実習生受入れ 対象：広島文教女子大学 人間福祉学科 3年生 2人
内容 社会福祉士相談援助実習(1人につき180時間)
実習生2人について同じプログラム・日程で実施

- ① 学校、実習生との協議(実習協力施設連絡会参加)、契約締結(5月)
② 前期実習計画作成(実習生との面談)(5月)
③ 実習予定作成(各係の担当者との会議)(5月)

- ④ 前期実習受入れ（6月10日から6月30日 うち12日間）現場実習
- ⑤ 前期実習振り返り
 - ア 各係の担当者との会議（6月）
 - イ 評価表・総括作成、学校へ提出（7月）
- ⑥ 後期実習計画作成（実習生との面談）（10月）
- ⑦ 次年度受入れについて検討（学校との調整）（10月）
- ⑧ 後期実習受入れ（11月4日から11月24日 うち12日間）
 - 地域支援計画の作成（福祉推進課、特によろず相談室を中心にソーシャルワーク実習）
- ⑨ 後期実習振り返り
 - 評価表・総括作成、学校へ提出（12月）

【予算概要】

収入 96,000 円（実習費：90 時間あたり 24,000 円×2×2 人）
支出 2,200 円（出張費：実習協力施設連絡会参加 2 人）

3 よろず相談室

【テーマ】 「現場 100 回」

昨年8月から、よろず相談室を新設した。今後の超高齢・人口減少社会から発生する集落維持をはじめ、今までに経験したことのない社会課題・生活課題が複雑に大量に生じる時代となっていくことが予測される。CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)は、縦割りの指揮命令系統に属さず、柔軟に動けるように編成している。福祉に関するサービスだけに限らずいろいろな疑問や困りごと、地域づくりについての悩み事など、どんなことでも相談に応じる。そして次につなげていく。

【目 標】

- ① 地域の社会資源をデータ化する。
- ② 各種団体が開催する会議で「よろず相談室」の事例を紹介する。
- ③ 計画的な個別支援の実績を蓄積する。
- ④ 本人の支援と本人の社会関係を広げていく。

【実施内容】

- ① 地域の社会資源をデータ化する。
モデル地域：芸北地区の4地区(八幡・雄鹿原・中野・美和)
判断基準：1か月に1地区
期限：上半期(9月まで)
- ② 啓発活動
ア 広報紙へ掲載：8回(ミニ社協だより)
イ 地域外会議で事例を紹介する。
ウ 民生委員・児童委員定例会議でよろず相談の事例を紹介する。(偶数月)
エ サロン出前講座で事例を紹介する。
- ③ 貸付利用者の個別支援
 - ・ 貸付利用者のモニタリングを計画的に実施(1~2名/月)
 - ・ 家計相談支援の実施
- ④ コミュニティソーシャルワークのスキルアップ
ア 家計相談員実践研修受講
イ 日本地域福祉研究所：CSW 基礎講座受講

《介護センター》

テーマ 社協が担うべきサービスの検討

～地域に適した介護サービスを目指して～

昨年8月に介護センターを設置した。本会介護事業部門の総務的な役割を担い、町内の介護事業所と連携し共通問題に取り組むことや、利用者の代弁者となることを目指し事業を行っていく。介護保険制度は施行から16年目を迎え、今後さらに介護サービスを充実させるため制度の見直しが行われる。平成27年4月には「介護報酬改定」、また平成28年度には「新しい総合事業」の導入を踏まえ、住民にわかりやすく、住民が利用しやすいサービスを提供できることを考え事業に取り組む。

【実施内容】

① 介護サービスの現状の見える化（新規・独自）

ア 各事業所のサービス利用動向をグラフ化する（10月までに）

- ・ 社協介護サービス事業所（介護度、地域、サテライト）過去2ヵ年分
- ・ 町内事業所のサービス利用状況

イ グラフ化により、見える課題や特徴を事業所と共有をする

- ・ 共有会議の開催（各係長、よろず相談、介護センター出席）（12月）
- ・ 保健課へ現状と課題を伝える（1月）

② 利用者の声を知る（新規・独自）

ア 民生委員・児童委員からの聞取りのため民生委員・児童委員協議会の定例会へ参加する。

- ・ 民生委員・児童委員協議会の定例会事務局との調整（4月）
- ・ 聞取り用紙の作成（5月）
- ・ 聞取り用紙の配布と説明（6月、11月）
- ・ 聞取り用紙の回収（7月、12月）

イ 家族からの聞取り

- ・ 家族会への参加（グループホーム松籟荘、通所介護）

③ 町内事業所と繋がる（継続・独自）

ア 町内事業所を訪問し、思いを聞き取る（5月～8月）

イ 思いをまとめ、保健課へ伝える（9月～10月）

ウ 町内事業所連絡会議開催（12月）

④ 保健課と繋がる（新規・独自）

ア 月に一度連絡を取り、情報収集を行う。

イ 利用者、住民、介護サービス事業所の思いを伝える（①イ、③イと関連）

⑤ 介護職員の資格取得推進と資質の向上（新規・独自）

ア 資格取得の推進

- ・ 事業所運営に必要な資格表、取得表を作成（5月までに）
- ・ 資格取得要件を満たした職員に計画的に取得させる。

イ 資質の向上

- ・ 各事業所が行う介護技術研修のサポート
- ・ 各事業所から実施研修要望の聞き取り
- ・ 社協介護職員の介護技術講習会開催（外部講師による）年1回

⑥ 事務の簡略化と効率化

ア ヘルパー実績の入力の見直し

イ マニュアルの整備

⑦ 指定管理施設の運営（継続・受託）

小規模老人ホーム千代田静楽荘

⑧ その他

ア 介護保険請求事務

イ 事業委託業務

ウ 事務サポート業務

エ 法定事務およびそれに類する事務（事業所変更届、運営規程変更等）

- ・ さあくる相談計画支援事業所立上げに伴う指定申請事務

《介護事業1課》

課のテーマ…みんなで創ろう北広島の包括ケア

「私たちができる事を進めよう」

地域福祉の一端を担う社協の介護保険事業は、介護サービスの提供だけではなく、住民のいろいろな思いを実現するために関係機関へつないでいかなければならない。住民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、良質な介護サービスの提供はもとより、社会資源の情報提供、他機関との連携を特に意識し事業に取り組む。

介護報酬改定後、平成28年度の「介護予防・日常生活支援総合事業」導入を踏まえた事業の在り方が求められる。今後も増大するニーズへの対応や質の高い支援のために介護人材の安定的な確保や職員の資質向上、社会資源の活用への取り組みを推進する。

1 居宅介護支援係

【目標】 応援される社協を目指し、もう一步、主体的に自主的に地域につながる
キーワード・・・「学ぶ」「出る」「伝える」

【実施内容】

① 「出る」＝地域に積極的に出向く

利用者を支える地域のネットワークづくり

ア エリアの選定と展開を協議（平成27年度；2地区）5～6月

◇八幡地区

テーマ：利用者の出かける場

地域行事や冬期の外出など、交流の機会について、地域住民と協議の場をもつ。「認知症について学びたい」「カキツバタ祭り、敬老会に参加したい」「冬に集まればたらいいのに」などの思いや除雪について、具体的に取り組んでいく。

◇大朝市街地

テーマ：一人暮らしが安心してできる

認知症について地域住民や企業などが理解を深める。独居の不安や日常生活の不便さを支援するために地域や企業で協議を行う。小地域ケア会議や認知症サポーター講座などの開催。

イ 「ご当地ケア」の検討（7月）

地域状況を他課と相談しながら把握し実情に合わせて、どの関係者と協議していくか検討する。

ウ 具体的な取組（7～10月）

地域住民や企業に取り組み実施。取り組みから事例提供用の資料を作成する。

エ 地域ケア会議や民生委員・児童委員協議会定例会などで事例を発表（10～12

月)する。事例発表を行い、他地域での事例の共有や次年度の展開を検討。

オ フィードバック

他課と意見交換・会議する。(12~1月)事例集を作成し、情報共有と継承。
地域課題を多面的視点で見守る体制を強化する。次年度の展開を協議。(1~2月)

② 「学ぶ」=質の向上

ア 相談援助、アセスメント技術の向上

- ・ ケアマネ同士の同行訪問を行い、質問力や伝え方を観察
- ・ ICFの視点で、利用者の主体性や強みを活用したケアプラン作成
- ・ アセスメントからICF表、ケアプラン作成までの一連の流れをチェック。
上記は、各ケアマネが上期1件、下期1件は同行とプランチェックを行う。
- ・ 平成28年度「総合事業」に備え、利用者を取り巻く社会資源の確認の強化。エコマップとICF“参加”項目を重点的に取り組む。対象は要支援の認定を受けた利用者を優先

イ 事例検討会議

- ・ ケアマネ会議で検討会を行い、視点や関わり方の気づきを促進
- ・ 会議の手法は事例提供者や利用者本人に焦点を当てるなど、状況に応じて変更
- ・ 取り扱うテーマは、「地域とのつながり」「認知症」「独居、高齢者世帯」「生活困窮」など。専門誌による事例研究も行う。
- ・ 年8回以上

ウ コミュニティソーシャルワークを学ぶ

- ・ コミュニティソーシャルワークの概要を知り地域生活支援に必要なスキルを学ぶ。4~5月による相談室、地域福祉係に学習資料や研修の相談を行う。
- ・ コミュニティワークの記録を学習し組織内で(よろず相談室、地域福祉係等)共有する。

コミュニティソーシャルワークとは

地域において、生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践です。

エ 緊急対応の具体化

- ・ ACP(アドバンス・ケア・プランニング)への取り組み
利用者自らがもしもの時のために、意志を伝えてくれる人や医療者に自分の希望や思いを前もって伝えられるように文書にできる取り組みを学ぶ。ケアマネ会にて、勉強会を実施(年1回以上)、外部の研修会に参加。

ACPとは

「事故や病気などで自分の考えを伝えられなくなった場合に備えて、自分の人生観や思い、考え方などを文書に残し、これから受ける医療やケアについて思いを表明していく手順」

- ・ 緊急キットの配布、設置
対象は希望利用者世帯。本人と家族に説明、同意を得た世帯に配布、設置。
設置後には、関係者、民生委員・児童委員等へ連絡

③ 「伝える」＝広報について

ア ケアマネは見た

まごころ通信に年2回掲載（7月、1月）
訪問時に広報を持参し評価を受ける。

イ ①の2地区の取り組み状況報告

かわら版に年3回掲載
制度改正とケアマネの気づき。地域とのつながりの必要性やサービス格差の実情などを記事にする。

ウ ジュニア、次世代向け広報紙の検討

10年先の北広島町を見据え、介護の担い手となる児童・生徒を含む次世代への福祉教育の一環としてジュニア・次世代向け広報紙を社協内で検討する。他課と企画内容等を協議、検討を行う。（上期、他課と協議、下期、広報案作成）

④ 年間計画表

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事例検討会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C S Wの学習会	○	○	○	○								
緊急対応の具体化	○	○	○									
緊急キットの配布	○	○	○									
エリア選定		○	○									
「ご当地ケア」の検討				○								
具体的な取組				○	○	○	○					
事例発表							○	○	○			
フィードバック									○	○		
他課との会議					○					○	○	
まごころ通信掲載				○						○		
ジュニア・次世代向け 広報紙の検討	○	○	○						○			
他課との調整				○	○	○			○			
小学校との相談（年内）							○	○	○			

2 訪問介護事業係

【目標】 わくわくアクションをおこす

住民の満足を得るために笑顔になれるミッション

【業務内容】

① 介護保険サービス事業

目的：訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して生活支援等を行い、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。

概要：要支援または要介護の認定を受けた方で、訪問介護が必要と判断された場合に、ケアプランに応じた支援を行う。

② 障害者総合支援サービス事業

目的：ノーマライゼーションの精神に基づき、住み慣れた地域での生活が継続できるよう自宅を訪問して生活支援等を行う。

概要：相談支援専門員との連携を図りながら社会参加と自主活動のために支援する。

③ 北広島町生活管理指導員派遣事業

目的：日常生活を営むのに支障のある高齢者に対して生活管理指導員を派遣して、介護予防等の健康増進を図り、高齢者が自立した生活を営むことができるよう支援する。

概要：町内に住所を有し、介護保険で自立と認められる方であって、日常生活上支援が必要な方に家事支援を行う。

④ 北広島町育児支援家庭訪問事業の継続

目的：児童養育上の諸問題の解決・軽減を図り、安定した療育ができるよう訪問支援を行う。

概要：一般の子育てサービスを利用することが困難な家庭で、家事や外出に関する支援、家庭内での育児支援を行う。

【実施内容】

① ホームヘルパー募集

ヘルパー不足を解消し、今後の在宅支援に対応できるようにする。

ア 5月末までに「ホームヘルパー求人」用のポスターを作製し、スーパーや図書館、役場などに掲示する。

イ 地域で行われる女性会等の集会に出向き、在宅介護のアドバイスを提供すると共に、ホームヘルパーの募集情報を伝える。

② システム導入

ホームヘルパー訪問スケジュールの管理をシステム化し、確実なシフト作成と業務の効率化を図り、変更調整に柔軟な事業所をつくる。

③ スキルアップ

- ア ホームヘルパーの学びたい気持ちに応える研修を毎月1回開催する。ホームヘルパーに対しアンケート調査を行い、年間研修プログラムを作成し、スキルアップする体制を構築する。
- イ サービス提供責任者が毎月5人のモニタリング訪問を計画的に行い、聞き取ったサービス提供状況や要望等を、月1回のホームヘルパー研修にて検討し、より良いサービスにつなげる。
- ウ 同行訪問や手順書の充実で訪問の不安を軽減する。
- エ 事例検討会で、個別にサービス内容の見直しを行う。
- オ サービス提供責任者の情報収集力、伝達力、プレゼン力を高めるために、ホームヘルパーに伝えたい知識や情報を、毎週1回1分間スピーチにまとめ、「一分講座」を年間50回開催する。

④ 年間計画表

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ポスター作成	○	○										
スカウト活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
効率化検討会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
リクエスト研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人面談			○	○			○	○				
一分講座	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事例検討会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

《介護事業2課》

課のテーマ 人、地域とつながる
「お互いさまの場面づくり」

介護保険制度施行から16年目を迎える平成27年度の介護報酬改定は、改定率マイナス2.27%で全体的に収入がダウンする見込みであるが、事業所ごとに細かく各種加算を算定することによって現状の収入水準を維持していけるようにする。

しかし、介護報酬改定とは関係なく、介護保険の基本である自立支援、とりわけ認知症になってもその人の願いを尊重する介護を徹底していく。

また、団塊の世代が後期高齢者となる10年後の2025年にむけて「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、行政と協働しながら住民組織活動からなる互助の推進を図っていく。

平成27年度も、昨年度と同じテーマとし、家族や地域の方の事業への参加等、地域との関わりに重点をおいて取り組みを行う。また、「地域福祉推進を使命とする」社協としての事業所として、障害や認知症の啓発に努めるとともに、お互い様と支え合える地域づくりに貢献できる事業展開を目指す。

1 通所介護事業係

【テーマ】 「元気」「やる気」「笑顔」

【目標】 残存機能を活かしてできる事を引出し、利用者も職員も一緒にわくわくできる。

【実施内容】

① 機能訓練

ア 心身機能の維持増進

- ・ 興味の湧く写真コンテストやクイズ等を廊下・壁に展示し、廊下等を立ち歩く機会を増やす(4回/年)。
- ・ 塗り絵や折り紙・工作などの作品をデイ月刊誌などのコンクールに出品する。
- ・ 平成26年度に導入したカラオケ機器(ジョイサウンド)を活用し、懐かしい歌を唄う事で往事を思い出しながら、声を発する。

イ 集団リハビリ

- ・ 口腔体操、リズム体操、スキット体操を使用。
- ・ 集団で行う事で、利用者が精神的に前向きになり、リハビリの効果を高める。

- ・ 各体操は専門講師を年1回招いて職員研修を行いスキルアップする
- ウ 自宅で継続できる援助
 - ・ 自宅でもできる簡単な体操を午後の体操時間に行い、通所利用日以外でも自宅で継続できるよう、利用者個々への声かけの他、家族の協力を得られる様に、家族の会や機関誌、連絡帳で伝える。

② 入浴

ア 楽しい入浴の演出

季節感が味わえる入浴を毎日実施する。実施にあたっては利用者や職員が持ち寄った薔薇、よもぎ、ゆず、菊、ハーブを使用する。

イ 在宅での入浴が困難な利用者には、担当者会議でケアマネジャー等と随時相談し、家族に助言する。

ウ 足湯コーナーを常設し、リラックスと交流の場づくりを演出する。

③ 食事

ア 利用者個人の状態及び嗜好を昼食時の会話や担当者会議で把握し、年間行事、季節料理を取り入れ、わくわくできる食事を提供する。

④ ティータイム

ア 毎月1回、さあくるの手作りパンの日とし、おやつに用いる。

イ 喫茶コーナーを常設し、入浴後等、好みの飲み物を自分で選べるようにする。

⑤ レクリエーション他

年間を通じて、利用者のニーズに沿った、わくわくできる季節行事を企画し、提供する。

ア 毎月の行事、レクリエーション企画の担当職員を固定せずに、多様な視点で企画する。

イ 家族に参加を呼びかけ、家族間の交流の場の提供とする。

ウ 趣味活動等へは、住民の“力”をお借りできるように広報紙で募集し、職員以外の方との交流、また、地域に開かれた施設を目指す。

エ 毎月の予定行事

月	内容	月	内容
4月	花見ドライブ	5月	端午の節句
6月	スキット体操	7月	七夕まつり
8月	法話	9月	敬老会
10月	運動会	11月	紅葉ドライブ
12月	忘年会・餅つき大会	1月	新年会
2月	節分	3月	ひな祭り

オ 誕生日会を毎月第3週のおやつタイムに実施する。歌を唄い、手作りのプレゼントを贈る。

⑥ 家族の集い

ア 8月、家族同士での情報交換、介護者の気持ちを共有する場を作る。

イ 年4回 家族向け機関誌を発行する。

⑦ アンケート調査の実施

7月、利用者及び家族にアンケートを実施し、満足感について調査を行い、満足感の高いサービスの提供に繋げる。

⑧ 関係機関との連携

平成28年度に向けて介護予防利用者へのサービスについて他機関・介護センターからの情報収集、共有を行う。

⑨ 職員資質向上

ア 介護知識や技術の向上を目指し、職場内外の研修に計画的に参加し、技術を共有する。

- ・ 認知症対応実務研修
- ・ レクリエーション研修
- ・ 介護事業1課・2課合同研修 他

イ AEDを使っでの救急対応研修 年2回(8月・2月)

⑩ 避難訓練

6月と11月に実施する。

⑪ 職員会議

毎月1回実施し、事例の検討、情報の提供・共有を行う。

2 認知症対応型共同生活介護係(グループホーム松籟荘)

【テーマ】 ほっとほっとの松籟荘

【目標】

- ① 入所者が役割をもち、できることを続けられる支援
- ② 認知症ケアのプロと言える職員を目指す

【キーワード】 つながり、役割

【実施内容】

① 専門性の向上

ア 入所者の心の向き(何を望んでいるのか、どうしたいのか等)を把握したものを介護計画に反映し、毎月の職員会議で全職員が共有し、その方なりの生き方を援助していく。

イ 家族と相談し、自宅で長年愛用されていたものを持ち込む等、生活感あふれる居室の環境整備を行う(家族の来訪時に話し合いの機会を持つ)。

② 年間行事

ア お楽しみ会

毎月第3水曜日予定

月	内 容	月	内 容
4	お花見会（お弁当）	5	新緑ドライブ
6	外食会（レストラン）	7	納涼会（屋外食）
8	花火鑑賞	9	1日旅行
10	運動会	11	紅葉狩りドライブ（お弁当）
12	忘年会（お弁当）	1	新年会（年始帰省）
2	節分	3	ひな祭り

イ 防災訓練

年2回（6月、10月）

地域住民、運営推進委員との協働で避難訓練を実施する。

③ 家族との関わり

ア 家族会の実施 年3回実施（4月、8月、12月）

イ 面会時間は設けず、自由に来訪していただき、希望があれば居室と一緒に宿泊できるようにする。

ウ 日々の生活や行事（お楽しみ会）等に家族の参加・協力を呼びかけたり、お盆や正月の帰省を働きかける等して、“介護力”以外の”介護関係”を充実する。

エ 「松籟荘だより」を家族へ発行する（2ヶ月に1回）。

④ 地域との交流を深める

ア ボランティアや実習生、見学者などの受け入れを行う。関係機関、サロンなどへ呼びかける他に、社協だよりで広報する。

イ 認知症の勉強、相談場所としての提供を関係機関に提案する。

ウ 地域行事への参加や、日常の散歩や買い物で地域との交流を深める。

エ 加計高校芸北分校と、みのり学習や芸分祭、運動会で交流を深める。

オ 芸北小学校と、運動会や学習発表会で交流を深める。

⑤ 認知症ケアの地域拠点

ア 毎月の地域ケア会議に参加し、情報の発信・収集を行う。

イ 地域の介護者同士の集いの場となるように、居宅介護支援事業所と協働し、介護者の集いを年2回開催する

⑥ 運営推進会議

年6回開催（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

提案を運営に反映させる

⑦ 職員の資質向上

ア 職員研修（月1回）

人権学習、認知症、接遇等の研修により、倫理規定にあることが当たり前

できる職員育成を行う。

イ 職員会議(月1回)

入所者情報の提供・共有を行う。

⑧ ミーティング(日2回)

入所者の一日の状態や諸問題等を報告、確認し、職員間での連絡の徹底を行う。

3 障害者自立支援係

【テーマ】 わくわくさあくる

【目標】

- ① 利用者の「したい」「なりたい」という思いを実現できるよう支援する。
- ② さあくるから「障害」について発信し、住民に理解していただく。

【キーワード】 生産活動、交流、認める(承認)

【実施内容】

① 交流

ア お楽しみ会(偶数月開催)

月	内容	月	内容
4	花見	6	グラウンドゴルフ
8	バーベキュー	10	一日旅行
12	忘年会 (料理づくりとカラオケ)	2	室内スポーツ

※ その他、利用者自ら調理する食事会などを不定期開催

イ 家族会(8月)

- ・ お楽しみ会と同日開催し、一緒に食事をしながらの交流会とする。
- ・ 交流会の前に、制度改正などについて勉強会を行う。
- ・ さあくるまつりの出店内容、売上金の使途について協議

ウ さあくるバザー

11月、家族会と開催

② 地域との交流

ア 出張喫茶

a サロンへの定期訪問

サロンに訪問販売する。パン販売のみならず、ティータイム時間に同席させてもらうことで顔なじみの関係を構築し、地域住民との繋がりがつく。平成27年度は福祉推進課と協働しながら、次のサロンを定期訪問する。

サロン名	開催日
川小田サロン	毎月第1月曜日
板村サロン	毎月第1金曜日

奥中原サロン	毎月第1水曜日
才乙サロン	毎月第3水曜日
雲月サロン	不定期月 火曜日

※ その他の出張喫茶、訪問販売のスケジュールを可視化する。

b 月2回、特別養護老人ホームやまゆりに出向きパンとコーヒーを販売。

イ 地域の清掃活動

川小田地区での大仙神社周辺の清掃活動（8月）や、バス停周辺の清掃活動（不定期）に参加する。その他、地元老人クラブ会長や行政区長に相談し、年間行事に参加する。

ウ 避難訓練

7月、住民と合同で開催する。訓練後は、一緒に昼食会を行う。

エ パンづくり教室

8月、芸北小学校児童を対象にパンづくり教室を開催する。

オ あいあいスポーツ参加日への参加

③ 他施設との交流

他施設の利用者の活動内容や仕事への意気込みを知ることで、新しい活動のヒントや利用者のモチベーションアップを図る。

クローバータウン（安芸太田町）、ひとは作業所（安芸高田市）、ハーモニー等の施（邑南町）との交流会を開催する。

④ 生産活動・創作活動

新たな業務の開拓

- ・ 灯笼作りや草刈り業務など、新たな業務を検討
- ・ パンに使用する野菜のプランター栽培
- ・ 他施設での活動内容の情報収集
- ・ シルバー人材センターからの情報交換
- ・ 生活介護利用者による小物袋の製造（写真参照）



⑤ イベントへの出店

月	内容
4	雄鹿原地区花祭り、大朝わさまち
5	芸北神楽研究発表大会
9	One Day Shop、ひまわり家族会
10	やまゆり祭り、芸北秋祭り、千代田病院まつり

他、随時検討

⑥ 職員の資質向上

ア ジョブコーチ派遣事業の活用し、県職業センターへ派遣要請を行う。

イ 外部研修への計画的な参加により専門性の向上

- ・ サービス管理責任者 またはフォローアップ研修
- ・ 相談支援従事者 現任者研修、またはフォローアップ研修
- ・ 食品適正表示推進者

ウ 組織内、職場内研修による専門性の向上
事部署での他職種業務の経験

⑦ 指定障害者相談支援事業所の立ち上げ【新規】

介護センターと連携し、事業所を立ち上げる。

※ 詳細については、『介護センター』。

⑧ 個別支援計画の見直し

さあくる内での日常業務だけでなく、全人格的な個別支援計画の作成への見直しを行う。

⑨ パン売上の安定化

ア イベント出店の年間スケジュールを可視化により生産量の把握調整。

イ 利用者がパン作りに生きがい・やりがいをもってもらうため、コンテストの開催。名付けて「S1（エスワン）グランプリ」（※Sは、さあくるのS）。利用者自らが考案したものを試作し、人気のあったパンを商品化する。商品化したパンの考案者には表彰と商品を贈呈（お楽しみ会で披露）。

⑩ 障害の啓発

社協広報誌（まごころ通信：年4回、4月、7月、10月、1月）に障害に関する情報を掲載する。

⑪ 機関紙の発行

毎月、利用者および家族に、さあくるでの活動報告ならびに必要な情報を掲載しお届けする。

⑫ 避難訓練

7月と1月に実施。7月は地域住民との合同開催。

⑬ 施設整備

- ・ 老朽化したパン機器を順次更新
- ・ 相談支援事業所としての車両整備
- ・ 利用者、職員の休憩場所を確保

施設内に静養できる場所がないため、現在使用していないシャワー室にソファーベッドやフロアマットを敷き、休憩室に改造。必要に応じて物品を移動すれば、シャワー室として使用できるようにしておく。

- ・ 施設内のワックス掛けを業者に依頼（年1回）
- ・ 相談支援事業所としての相談場所を事務室の一角に整備

⑭ 職員会議

毎月1回実施し、福祉情報や利用者情報の提供・共有を行う